

軽油引取税の課税免除の特例措置(農業)

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題(政策目的)

○軽油は農業生産を行う上で必要不可欠な燃料であることから、軽油引取税の課税免除の特例措置を講じることにより生産性の向上を図り、食料自給力を確保することを目的としている。

当該措置の政策体系における位置づけ

《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
 《中目標》 I - 1 我が国の食料供給
 《政策分野》 ② 食料自給力の確保

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法 附則第12条の2の7
 創設年度：平成21年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

○農業機械等の動力源に供する軽油の引取については、所定の手続きを経た上で軽油引取税(15,000円※/KL)の課税が免除される。
 ※暫定税率廃止前は32,100円/KL

減収額

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額(億円)	117.09	117.78	119.65	123.48	125.5	125.05	124.82

(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」

③ アクティビティ

○農業生産を行う上で必要不可欠な燃料である軽油について課税免除の特例措置を講じることにより、農業経営を改善する。

④ アウトプット

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	250,246	244,106	239,713	229,186	221,853	218,032	204,479
適用額(億円)	471.1	468.0	431.4	546.6	584.8	601.1	610.4

(出所) 件数 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」

適用額 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、資源エネルギー庁「石油製品価格調査(給油所小売価格調査)」

○アウトカムに対する効果分析

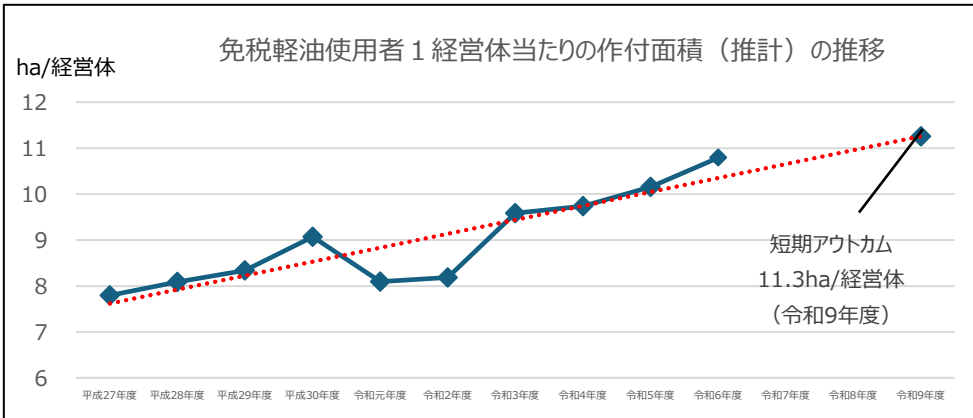
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○軽油引取税の課税免除の特例措置の活用により免税軽油使用者の農業経営が改善され、作付規模の拡大が進む。
⑤ 短期アウトカム	○作付規模の拡大 指標：免税軽油使用者の1経営体当たりの作付面積 目標値：11.3ha/経営体/年（推計） 対象期間：～令和9年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○作付規模の拡大により免税軽油使用者1経営体当たりの生産量が増加する。
⑥ 中期アウトカム	○生産性の向上 指標：免税軽油使用者の1経営体当たりの生産量 目標値：140.8t/経営体/年（推計） 対象期間：～令和11年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○免税軽油使用者の生産量の増加が進んだ結果、農業全体での1経営体当たりの生産量が増加する。
⑦ 長期アウトカム	○生産性の向上 指標：1経営体当たりの生産量（食料・農業・農村基本計画 2030年度KPI） 目標値：86 t/経営体（2030年度） 対象期間：～令和11年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
農業構造動態調査（農林水産庁）	経営体数の変化を把握するため
作物統計（農林水産庁）	各年度の作付面積及び生産量の推移を把握するため
道府県税の課税状況等に関する調（総務省）	免税軽油を使用した農業者の数及び使用量を把握するため
総合エネルギー統計（経済産業省）	農業全体での軽油使用量を把握するため

●分析手法：統計調査を活用して計算する。
選定理由：毎年の推移を確認することで作付規模や生産量の把握に繋がるため。

○短期アウトカム

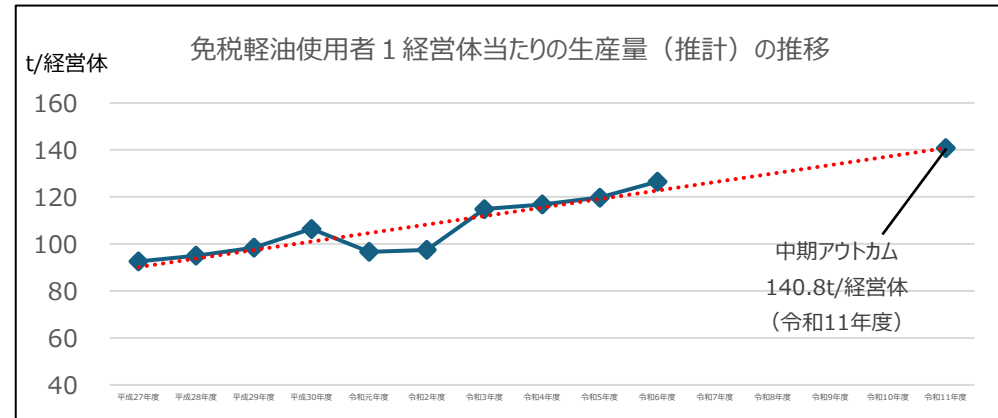
直近10年間における免税軽油使用者1経営体当たりの作付面積（推計）の傾向を元に、短期アウトカムの目標値（11.3ha/経営体）を設定。



免税軽油使用者1経営体当たりの作付面積（推計）は以下により算出
 $\text{免税軽油使用割合}(\ast 1) \times \text{作付面積}(\ast 2) \div \text{免税軽油使用者数}(\ast 3)$
 $\ast 1$ 免税軽油使用量（道府県税の課税状況等に関する調） \div 農業全体での軽油使用量（総合エネルギー統計）
 $\ast 2$ 食料・農業・農村基本計画の別表1に記載のある主要作物の作付面積の合計値
 $\ast 3$ 道府県税の課税状況等に関する調より

○中期アウトカム

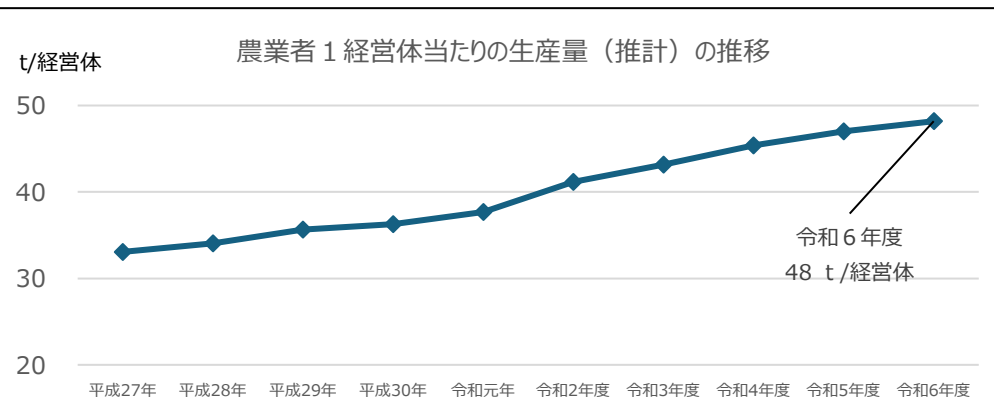
直近10年間における免税軽油使用者1経営体当たりの生産量（推計）の傾向を元に、中期アウトカムの目標値（140.8t/経営体）を設定。



免税軽油使用者1経営体当たりの生産量（推計）は以下により算出
 $\text{免税軽油使用割合}(\ast 1) \times \text{生産量}(\ast 2) \div \text{免税軽油使用者数}(\ast 3)$
 $\ast 1$ 免税軽油使用量（道府県税の課税状況等に関する調） \div 農業全体での軽油使用量（総合エネルギー統計）
 $\ast 2$ 食料・農業・農村基本計画の別表1に記載のある主要作物の生産量の合計値
 $\ast 3$ 道府県税の課税状況等に関する調より

○長期アウトカム

食料・農業・農村基本計画におけるKPIの1つである1経営体当たりの生産量を長期アウトカムの目標値（令和12年度 86 t/経営体）として設定。
 直近10年間における農業者1経営体当たりの生産量（推計）の推移は以下のとおり。



農業者1経営体当たりの生産量（推計）は以下により算出
 $\text{生産量}(\ast 1) \div \text{農業者数}(\ast 2)$
 $\ast 1$ 食料・農業・農村基本計画の別表1に記載のある主要作物の生産量の合計値
 $\ast 2$ 農業構造動態調査より

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○免税軽油使用者 1 経営体当たりの作付面積（推計）は、着実に増加している。	○免税軽油使用者 1 経営体当たりの生産量（推計）は、着実に増加している。	○短期及び中期アウトカムを踏まえ、長期アウトカムとして「食料・農業・農村基本計画」におけるKPIの一つである 1 経営体当たりの生産量を設定。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	—	—	—

③ 政策効果等	○農業における免税軽油の使用量は年々増加傾向にあり、免税軽油使用者の作付規模、生産量も増加傾向にあることから、本特例措置による経費負担の軽減・収支の安定化が作付規模の拡大や生産性の向上に寄与している。また、軽油は農業生産を行う上で必要不可欠な燃料であるが、近年の円安や原油価格の上昇により価格は上昇傾向にあり、農業者への経費負担も増加しており、本特例措置の延長が求められている。		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○予算措置による支援の場合、予算額の範囲でしか支援できず、補助要件を満たしたとしても確実に採択されるものではないことから、農業者が計画的に経費負担の軽減・収支の安定化に取り組むことができないため、税制として措置することが必要である。		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	○本特例措置による経費負担の軽減・収支の安定化の効果は大きく、農業者の作付規模の拡大や生産性の向上に寄与するものであることから、引き続き本特例措置を講じていく必要がある。		
-----------	---	--	--

主担当部局 : 農林水産省農産局技術普及課
 共管担当部局 : 林野庁林政部経営課、林政部木材産業課、水産庁漁政部加工流通課